

山口市中心市街地活性化対策資金融資制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山口市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区内に事業所を有して事業活動を行う中小小売業者等に対し、当該事業所における事業活動に必要な資金として中心市街地活性化対策資金（以下「資金」という。）を融資することにより、中心市街地区での事業所の集積及び事業活動の増大を促進し、もって中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小小売業者等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 資本の総額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円）以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下の会社及び個人

イ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人）以下のもの

(2) 保証協会 山口県信用保証協会をいう。

(3) 取扱金融機関 保証協会と保証に関する約定を締結している金融機関のうち市長が指定した金融機関をいう。

(4) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度において社会通念上認められるものをいう。

(保証)

第3条 保証協会は、この要綱に定めるところにより、取扱金融機関が中小小売業者等に対して行った融資を保証する。

(融資対象者)

第4条 融資の対象となる中小小売業者等は、次の要件を備える者でなければならない。

- (1) 山口市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地区内において、事業所を有し、又は、当該中小小売業者等の作成する事業計画書、事業活動に関連する物件の売買契約書等により、概ね1年以内に事業所を有することが第8条に定める審査会において認められ、かつ、同一事業を1年以上営んでいる者
- (2) 第8条に定める審査会において、事業計画が適正であり、貸付金の返済能力を有すると認められる者
- (3) 市税等をすべて完納している者
- (4) 当該事業において信用保険対象業種に属する事業を営む者
(資金使途)

第5条 資金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 運転資金
- (2) 設備資金
(融資の条件)

第6条 融資の条件は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額
 - ア 運転資金 1事業者につき1,000万円以内
 - イ 設備資金 1事業者につき2,000万円以内
 - ウ 運転資金と設備資金との重複融資 1事業者につき2,500万円以内
- (2) 融資利率 別に定める利率
- (3) 保証料率 保証協会が決定した保証料率の4.2パーセントとする。ただし、責任共有保証料率の適用範囲外となる保証制度を利用する場合は、その保証制度の定めた保証料率とする。
- (4) 償還期限
 - ア 運転資金 5年以内
 - イ 設備資金 15年以内
- (5) 返済方法
 - ア 原則として月賦償還とする。
 - イ 運転資金は、6月以内の据置期間を置くことができる。
 - ウ 設備資金は、12月以内の据置期間を置くことができる。
- (6) 連帯保証人

原則として、法人の代表者以外は不要とする。ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合は「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」（20240115 中庁第 15 号 令和 6 年 1 月 1 8 日制定）に定めるとおりとする。

(7) 担保

必要に応じて徴求する。

(8) 融資方法

手形貸付又は証書貸付

(9) 取扱金融機関

ア 山口銀行

イ 西京銀行

ウ 萩山口信用金庫

エ 西中国信用金庫

(申込手続)

第 7 条 融資を受けようとする者は、中心市街地活性化対策資金融資申込書を山口商工会議所（以下「商工会議所」という。）に提出しなければならない。

(融資の審査)

第 8 条 商工会議所は、融資の審査に当たっては、中心市街地活性化対策資金融資審査会（以下「審査会」という。）を開催し、当該審査会に次に掲げる機関を参加させ、その同意を得たうえで、融資の決定をするものとする。

(1) 市

(2) 取扱金融機関

(3) 保証協会

2 商工会議所は、緊急その他特別な理由により、審査会の審査を経て融資の決定をする暇がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず各機関と協議して融資の決定をすることができる。この場合、次の審査会においてその旨を報告しなければならない。

(副申書の送付)

第 9 条 商工会議所は、前条の規定に基づき融資を決定したときは、申込書に副申書を添付して保証協会に送付する。

(信用保証料率軽減の補てんー保証協会)

第 10 条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において保証協会に対し、信用保証料率軽減による信用保証料収入減少分の一部を補う補てん金を支払うものとする。

2 前項に規定する補てんは、毎年度、市が保証協会と契約を結ぶこととし、補てん金の額については、契約書の定めによる計算方法により算出した額とする。

(原資の預託—取扱金融機関)

第11条 市は、この制度の円滑な運用を図るため、毎年度予算の範囲内において取扱金融機関に対し、融資に係る原資を無利子で預託するものとする。

2 取扱金融機関は、融資に係る原資の預託を受けたときは、当該預託額の4倍以上の額の融資残高を保有するよう努めなければならない。

3 預託金額の配分調整は、市が行い、取扱金融機関と預託契約を結び実施する。

4 預託の時期は、原則として取扱金融機関の前年11月末日の融資実績に対して、4月10日に行うものとし、翌年の3月31日に回収する。

(報告)

第12条 会議所及び商工会は、市長が貸付状況の報告を求めたときは、これに応じなければならない。

(業務協力)

第13条 市及び商工会議所は、この制度に係る融資額の回収及び求償権の行使につき取扱金融機関及び保証協会に協力する。

(特例措置)

第14条 市長は、大規模な災害等特段な事由により、中心市街地区内の事業所集積及び事業活動に深刻な影響が生ずると判断される場合には、この要綱に定める融資条件その他の事項について特例措置を講ずることができる。

2 前項に規定する特例措置の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(運営委員会)

第15条 市長は、この制度の運用に当たり、制度の改正等の基本的事項を審議するため、中心市街地活性化対策資金融資運営委員会を設置する。

2 前項の運営委員会の構成は、次のとおりとする。

(1) 市

(2) 取扱金融機関

(3) 保証協会

(4) 商工会議所

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が保証協会及び商工会議所と協議し

て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の山口市中心市街地活性化対策資金融資制度要綱、山口市大型店舗対策資金融資制度要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。